

## 厚生労働省が養成する地域医療構想アドバイザーについて

医療推進課

## 1 概要

- 調整会議の議論の活性化のため、各構想区域の実情に応じたデータの整理や論点の提示といった調整会議の事務局が担うべき機能を補完する観点から、厚生労働省が「地域医療構想アドバイザー」を養成
- 「地域医療構想アドバイザー」の要件に該当する者を、県が厚生労働省へ推薦し、厚生労働省が就任を依頼し設置

## 【地域医療構想アドバイザーの要件】※厚生労働省が示したもの

- ・推薦を受ける都道府県の地域医療構想、医療計画などの内容を理解している。
  - ・医療政策、病院経営に関する知見を有する。
  - ・各種統計、病床機能報告などに基づくアセスメントができる。
  - ・推薦を受ける都道府県の都道府県医師会等の関係者と連携がとれる。(注2)
  - ・推薦を受ける都道府県に主たる活動拠点があること。(注3)
- (注2) 県は、都道府県医師会等の関係団体の役職員を推薦しても差し支えない。  
(注3) 営利企業は対象外とする。

## 2 本県の地域医療構想アドバイザー (50音順)

相澤 孝夫 先生 (医療法人財団慈泉会理事長)  
井上 憲昭 先生 (富士見高原病院名誉院長)  
竹重 王仁 先生 (長野県医師会理事)  
中澤 勇一 先生 (信州大学医学部准教授)

## 3 地域医療構想アドバイザーの活動内容

- (1) 厚生労働省が主催するアドバイザー会議への出席 (年2～3回)
- (2) 地域医療構想の達成に向けた県への技術的支援
- (3) 必要に応じ、県及び各構想区域の地域医療構想調整会議への出席